

堺市緊急雇用促進支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府が実施する「大阪府雇用促進支援金」(以下、「府支援金」という)と連動し、新型コロナウイルス感染症の影響等により失業状態にある求職者を雇い入れ、一定期間雇用した本市の区域内(以下「市内」という。)の事業主に対し助成することで、求職者の早期の就業を図るとともに、市内事業主等の人材確保を支援するため、予算の範囲内において堺市緊急雇用促進支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 支援金の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 大阪府新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための雇用促進支援金の支給に関する規則(令和2年大阪府規則第114号。以下「府規則」という。)第3条に定める被雇用者の要件を満たす者であること。
- (2) 府規則第3条第1項に定める労働者の募集に応募した日(事業主が当該被雇用者を対象として労働者の募集を行った場合は、当該労働者の募集を行った日)において、市内に住所を有する者であること。

(交付の対象)

第3条 支援金の交付の対象は、対象者を新たに雇い入れた事業主であって、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に本社、本店又は主たる事業所を有する事業主であって、令和3年5月28日から令和3年11月30日までの日に対象者を雇い入れ、府支援金の支給決定を受けたものであること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する営業を行う事業主でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者と関係を有する事業主でないこと。
- (4) 労働基準法その他関係法令に違反したことにより、支援金の交付を行うことが適当でないと市長が認めるものでないこと。

(支給額)

第4条 支援金の支給額は、予算の範囲内で、かつ、対象者1人につき別表第1に定める額とする。

- 2 対象者が女性であって、かつ、雇用される市内事業所の女性労働者(当該対象者を除く)の割合が4割未満である場合は、前項の支給額に1人につき別表第2に定める額を加算する。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、対象者に係る府支援金の支給の決定の通知を受けた日以後に、堺市緊急雇用促進支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、申請書の提出は、別に定める期日までに行わなければならない。

- (1) 対象者名簿（様式第2号）
- (2) 対象者の雇い入れに係る府支援金の申請書様式1、様式2の写し
- (3) 府支援金の支給決定を受けたことの確認ができる書類の写し
- (4) 対象者に係る労働契約の期間の確認ができる書類の写し
- (5) 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書の写し（個人事業者は、個人事業の開業・廃業届出書、又は税務署の受付印が押印された直近の所得税の確定申告書B第一表の写し。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前条第2項に定める加算を受けようとする場合は、雇用される市内事業所の女性労働者（当該対象者を除く）の割合が4割未満であることの確認ができる書類の写しを前項の書類に添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、その交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、当該決定について申請者から特に異論がないときは、当該決定の際に支援金の交付請求があったものとみなして、当該決定を行った日から起算して30日以内に支援金を交付するものとする。

（交付の決定等の通知）

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその旨を堺市緊急雇用促進支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、支援金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、支援金の交付の決定又は支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は当該支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第2条各号又は第3条各号に掲げる要件に反している事実が認められたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

（報告）

第9条 市長は、支援金の交付を受けた事業主に対し、支援金の受給に関して必要な報告

を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和4年度の予算に係る支援金（同年度の予算で翌年度に繰り越された予算に係るものを含む。）については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

対象者	支給額
正規雇用労働者	200,000円
非正規雇用労働者	80,000円

備考

- この表において「正規雇用労働者」とは、第2条に定める対象者で、事業主と期間の定めのない労働契約が締結された者をいう。
- この表において「非正規雇用労働者」とは、第2条に定める対象者で、事業主と期間の定めのある労働契約が締結された者をいう。

別表第2（第4条第2項関係）

対象者	加算額
正規雇用労働者	100,000円
非正規雇用労働者	40,000円

備考

- この表において「正規雇用労働者」及び「非正規雇用労働者」とは、別表第1と同様とする。